

19千保高施第494号
平成20年 1月22日

市内地域密着型サービス事業所
管理者 様

千葉市保健福祉局高齢障害部
高齢施設課長

リーフレット「地域密着型サービスの運営推進会議」について

平素より、本市高齢者福祉行政にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、介護保険法の改正により、平成18年4月から、介護保険サービスのうち認知症高齢者グループホームなど、地域密着型サービスの一部の事業所には、家族の代表や地域住民の代表者等を構成員とした運営推進会議を設置し、必要な要望や助言等を聞く機会を設けることが義務付けられています。

既に多くの事業所で、地域住民の代表等のご協力の下、運営推進会議を実施されていますが、地域住民の皆さんにご理解いただけるよう、別添のリーフレットを作成しましたので、ご利用下さい。

なお、本リーフレットを千葉市内の民生委員・児童委員及び自治会長に配布しましたので、併せてお知らせします。

記

1 リーフレット

別紙「地域密着型サービスの運営推進会議」のとおり。

下記のとおり、千葉市高齢施設課のホームページ内の「地域密着型サービスに関する通知等」に掲載してありますので、ダウンロードしてご利用下さい。

URL : <http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/>

[shisetsu/chiikitsuchi.html](http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/shisetsu/chiikitsuchi.html)

2 その他

地域住民の方々等に、本リーフレットを配布する場合は、必ず、配布元の事業所名称及び連絡先を明確にした文書を添付してください。

問合せ先 千葉市保健福祉局高齢障害部 高齢施設課計画係 043-245-5256
